

板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱

(令和2年7月14日区長決定)

(令和2年12月15日一部改正)

(令和3年4月20日一部改正)

(令和3年6月22日一部改正)

(令和4年6月10日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、子育て世代の雇用動向が悪化する中、子育ての負担を担わなければならない低所得のひとり親世帯は、失業及び収入の減少、食費等の物価高騰等により、その経常収支が大きく悪化することで、その心身等に対し、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、当該世帯を見舞うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金(ひとり親世帯分) 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領」(令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について」別紙)に基づき、この要綱の定めるところにより支給される特別給付金をいう。
- (2) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業 給付金(ひとり親世帯分)を支給する事業をいう。
- (3) 児童扶養手当受給者 令和4年4月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。)をいう。
- (4) 公的年金給付等受給者 令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、次の表の左欄に掲げるものごとに、令和2年の収入額について同表の右欄に定める要件を満たすものをいう。

1 次のいずれかに該当するもの。 ただし、法第4条第1項第1号ロ 又はニに該当し、かつ、母がない	法第9条第1項で定める児童扶養 手当の一部支給に係る支給制限限 度額に相当する収入額未満(収入に
---	--

<p>児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第2条の3に該当する児童の養育者を除く。</p> <p>ア 法13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）</p> <p>イ 法第6条の規定に基づく板橋区長（以下「区長」という。）の認定を受けた場合に、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者</p>	<p>は、左欄に該当するものが非課税の公的年金給付等（法第3条第2項に規定する公的年金給付及び法第13条の2第1項第4号に規定する遺族補償等をいう。以下同じ。）を受給している場合にあつては、その受給額を含み、左欄に該当するものが母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は左欄に該当するものが父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、左欄に該当するものが当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>2 1の項に規定する養育者</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に該当するものが非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>3 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該アからウまでに定めるもの</p> <p>ア 1又は2の項に該当するもの 当該者の配偶者</p> <p>イ 1の項に該当する父又は母 当該父又は母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該父又は母と生計を同じくする</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に定めるものが非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

もの	
ウ 1 又は 2 の項に該当する養育者 当該養育者の扶養義務者で当該養育者の生計を維持するもの	

- (5) 家計急変者 申請の時点において、令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく区長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げるものごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に定める要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるものをいう。

(支給要件)

第2条 板橋区（以下「区」という。）は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる者（給付金（ひとり親世帯分）のうち、支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- (1) 次のいずれかに該当する者（次号アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）
- ア 児童扶養手当受給者
 - イ 公的年金給付等受給者
 - ウ 家計急変者
- (2) 支給対象者が次のアからウまでのいずれかに該当する場合において、当該アからウまでに規定する者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者。ただし、既に当該アからウまでに規定する者に対して給付金（ひとり親世帯分）が支給されている場合は、この限りでない。
- ア 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和4年4月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）
 - イ 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和4年4月28日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付

金（ひとり親世帯分）の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

ウ 家計急変者であって、給付金（ひとり親世帯分）の申請後、当該者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給が決定される日までの間に死亡したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年6月22日付け3板子政第131号の3区長決定）に基づき、既に支給決定を受けている支給対象者には、給付金（ひとり親世帯分）を支給しない。

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 区は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- 2 給付金（ひとり親世帯分）は、5万円に、監護等児童の人数に相当する数を乗じて得た額を、1回に限り支給する。
- 3 区から前項の支給を受けることができる支給対象者は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 児童扶養手当受給者 区から令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた支給対象者
 - (2) 公的年金給付等受給者及び家計急変者 申請日現在において、区に居住する支給対象者

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込み等）

第4条 区は、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込みを行う。

- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、別記様式第1号の届出書により、給付金（ひとり親世帯分）の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 区長は、第1項の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の方式）

第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、当該方式を希望する者が金融機関に口座を開設していないこと、金融

機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 給付金支給口座振込方式（令和4年4月分の児童扶養手当の振込時の指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 指定口座振込方式（前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が区長に前号の指定口座の変更の届出を行い、区が当該届出口座に振り込む方式をいう。）
- (3) 窓口交付方式（指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、区がその窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

2 前項第2号及び第3号の届出は、別記様式第2号の届出書により行う。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）について、区が申請の受付を開始する日は、区長が別に定める日とする。

2 前項の給付金（ひとり親世帯分）に係る申請期限は、令和5年2月28日とする。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の申請及び支給の方式）

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする者（以下「給付金（ひとり親世帯分）申請者」という。）は、別記様式第3号（公的年金給付等受給者用）又は別記様式第4号（家計急変者用）の申請書（以下これらの申請書を合わせて「給付金（ひとり親世帯分）申請書」という。）により申請を行う。

2 給付金（ひとり親世帯分）申請者による申請及びこれに基づく区による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、給付金（ひとり親世帯分）申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式（給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により区に提出し、区が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 窓口申請口座振込方式（給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を区の窓口へ提出し、区が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(3) 窓口交付方式(給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)申請書を郵送により、又は区の窓口において区に提出し、区が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。)

3 区長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに別記様式第5号の1ないし3(公的年金給付等受給者)又は別記様式第6号の1ないし3(家計急変者)の申立書及び給与明細書、公的年金証書その他の収入又は所得を証明する書類を提出させること等により、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 区長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写しその他の書類を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者の本人確認を行う。

第8条及び第9条 削除(令和3年4月20日付け3板子政第131号区長決定)

(代理による申請)

第10条 第7条第1項の申請は、支給対象者が行う。ただし、支給対象者の指定した者であると認められる場合その他区長が適当と認める場合は、代理により申請を行うことができる。

(給付金(ひとり親世帯分)申請者に対する支給の決定)

第11条 区長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により、給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

2 前項の決定の通知は、別記様式第8号の1及び2の通知書により行う。

(給付金(ひとり親世帯分)の支給等に関する周知)

第12条 区長は、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合には、当該申請

に係る対象者は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 区長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、区が把握する令和4年4月分の児童扶養手当の振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座。以下この項において同じ。）に給付金（ひとり親世帯分）の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により、区長が別に定める日までに完了できない場合は、当該支給決定に係る契約は解除される。
- 3 区長が第11条の規定による支給決定を行った後、同条の申請書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず、同条の申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により、区長が別に定める日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第14条 区長は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（令和2年7月14日付け2板子政第264号区長決定）

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則（令和2年12月15日付け2板子政第264号の2区長決定）

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の規定は、令和2年12月12日から適用し、同日前に係るひとり親世帯臨時特別給付金の支給に係る手続は、なお従前の例による。

付 則（令和3年4月20日付け3板子政第131号区長決定）

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の児童扶養手当受給者に対する申込み並びに公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る給付金（ひとり親世帯分）の申請について適用し、同日前に係るひとり親世帯臨時特別給付金の支給に係る手続は、なお従前の例による。

付 則（令和3年6月22日付け3板子政第131号の2区長決定）

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の児童扶養手当受給者に対する申込み並びに公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る給付金（ひとり親世帯分）の申請について適用し、同日前に係る給付金（ひとり親世帯分）の支給に係る手続は、なお従前の例による。

付 則（令和4年6月10日付け4板子子第240号区長決定）

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の児童扶養手当受給者に対する申込み並びに公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る給付金（ひとり親世帯分）の申請について適用し、同日前に係る給付金（ひとり親世帯分）の支給に係る手続は、なお従前の例による。

別記

様式第1号(第4条関係)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 受給拒否の届出書

(宛先) 板橋区長

- 1, 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書**

宛先(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給市区町村)

板橋区長

1. 届出者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名		年 月 日	電話 ()
			証 書 番 号

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則として、1.の届出者の口座とします。)への振込を希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座をつくることができない方等、どうしても口座による受取ができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】

板橋区が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、年月日までに、板橋区が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書』(本書)
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
板橋区長

裏面の【誓約・同意事項】(1)から(8)に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

			記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所			
		年 月 日	電話 ()			
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況			
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和4年3月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和4年4月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族及び兄弟姉妹をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件 (令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。) ※既に、児童扶養手当の受給資格について認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】

- (1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- (2)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- (3)給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な住民基本台帳情報、児童育成手当の受給資格、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、板橋区において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- (6)板橋区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、板橋区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- (7)給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- (8)既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』
(本書)
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
- 『簡易な収入(所得)額の申立書』(別記様式第6号)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
板橋区長

裏面の【誓約・同意事項】(1)から(8)に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日		年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所	
		年 月 日	電話 ()	
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況		
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること等をいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がある場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族及び兄弟姉妹をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件 (申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望**
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 連協 3 信組 7 信連連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望**

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】

- (1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- (2)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- (3)給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な住民基本台帳情報、児童育成手当の受給資格、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、板橋区において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- (6)板橋区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、板橋区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- (7)給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- (8)既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』
(本書)
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別記様式第5号)

様式第5号の1(第7条関係) **簡易な収入額の申立書(申請者本人用)**
【公的年金給付等受給者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。
- 下記の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年(令和2年1月～令和2年12月)の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。

	金額										円	注意事項	
養育費【A】													※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
給与収入【B】													※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【C】													※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金相当収入【D】 (a-b)													※「年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。
年金収入【a】													※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類をご提出ください。
児童扶養手当相当額【b】													※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(年額)

令和2年12月31日時点での児童数	支給額(年額)	※参考(月額)
児童0人	0円	0円
児童1人	121,920円	10,160円
児童2人	183,000円	15,250円
児童3人	219,600円	18,300円
児童4人	256,200円	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,600円(年額)を加算してください。

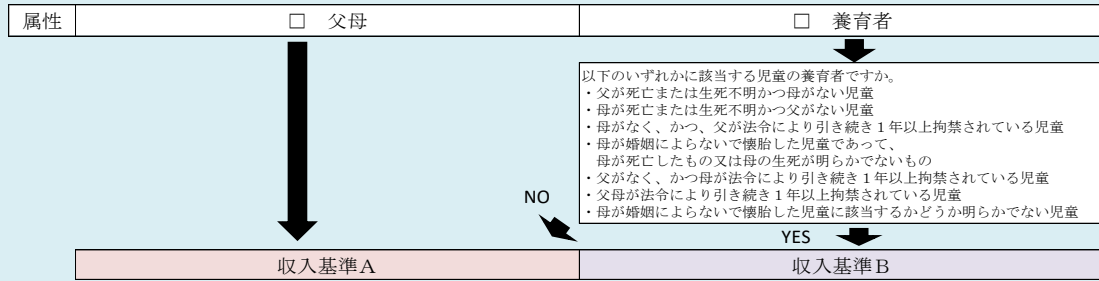
②前々年(令和2年1月～令和2年12月)の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C+D)											円	※ 太枠 の収入額の合計額をご記入ください。
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------------------------------

(次ページに続きます。)

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族または養っている親族以外の児童（令和2年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方		
フリガナ 氏名	該当する場合は◎または○	
	16歳以上23歳未満 の親族 (◎)	70歳以上 の親族、配偶者 (○)
1		
2		
3		
4		
5		

収入基準Bの方	
フリガナ 氏名	該当する場合は○
	70歳以上（配偶者以外） の親族
1	
2	
3	
4	
5	

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
人数	基準額	
<input checked="" type="checkbox"/>	0人	3,114,000円
<input type="checkbox"/>	1人	3,650,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,125,000円
<input type="checkbox"/>	3人	4,600,000円
<input type="checkbox"/>	4人	5,075,000円
<input type="checkbox"/>	5人	5,550,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
人数	基準額	
<input checked="" type="checkbox"/>	0人	3,725,000円
<input type="checkbox"/>	1人	4,200,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,675,000円
<input type="checkbox"/>	3人	5,150,000円
<input type="checkbox"/>	4人	5,625,000円
<input type="checkbox"/>	5人	6,100,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算をおこなってください。

i (3) で選択した基準額	_____ 円
ii (2) の◎の数×150,000円	_____ 円
iii (2) の○の数×100,000円	_____ 円
収入基準額 (i + ii + iii)	_____ 円
∨	
年間収入額 (表面の②)	_____ 円

i (3) で選択した基準額	_____ 円
ii (2) の○の数×60,000円	_____ 円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	_____ 円
∨	
年間収入額 (表面の②)	_____ 円

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れ、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当しています。 収入額が分かる書類（課税証明書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

簡易な収入額の申立書 (扶養義務者等用) 【公的年金給付等受給者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 申請書 (請求書)」、「簡易な収入額の申立書 (申請者本人用)」と一緒にご提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書 (「簡易な収入額の申立書 (扶養義務者等用)」) をご提出ください。
- 下記の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①令和4年3月31日時点で申請者と生計を同じくしていた方の属性にチェック (☑) してください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名	
----	--

②①で選択した方の前々年 (令和2年1月～令和2年12月) の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。			
	金額	円	注意事項
給与収入【A】		円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】		円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

③前々年 (令和2年1月～令和2年12月) の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C)		円	※ 太枠 の収入額の合計額をご記入ください。
---------------	--	---	-------------------------------

④①の方が生計を同じく養っている親族 (令和2年12月31日時点で扶養を行っている者) の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上 (配偶者以外) の親族
	1	
2		
3		

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上 (配偶者以外) の親族
	4	
5		
6		

(次ページに続きます)

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算をおこなってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	3,725,000円
<input type="checkbox"/>	1人	4,200,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,675,000円
<input type="checkbox"/>	3人	5,150,000円
<input type="checkbox"/>	4人	5,625,000円
<input type="checkbox"/>	5人	6,100,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】	
i	左側で選択した基準額 _____ 円
ii	④の○の数×60,000円 _____ 円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)
	収入基準額 (i + ii) _____ 円
	V
	年間収入額 (③) _____ 円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額に分かる書類（課税証明書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得額の申立書 【公的年金給付等受給者】

○「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」の【要件】又は「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申立たい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック(☑)してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」の②または「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」の③の金額をご記入ください。										
年間収入額										円

控除等

B Aの年間収入額のうち、養育費に係る控除の額(前々年分)										
養育費を記入した方										円

C Aの年間収入額のうち、給与収入に係る給与所得控除の額(前々年分)										
給与収入を記入した方										円

D Aの年間収入額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の額(前々年分)										
事業収入又は不動産収入を記入した方										円

E Aの年間収入額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の額(前々年分)										
年金収入を記入した方										円

公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入(課税年金収入と非課税年金収入の合計)	分が130万円以下の方	→ 70万円	130万円超410万円以下の方	→ 公的年金等収入分×25%+37.5万円	410万円超770万円以下の方	→ 公的年金等収入分×15%+78.5万円
		②	"					
		③	"					
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入(課税年金収入と非課税年金収入の合計)	分が330万円以下の方	→ 120万円	330万円超410万円以下の方	→ Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円	410万円超770万円以下の方	→ Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円
		②	"					
		③	"					

F その他の控除															
(控除名)	a									円					
(控除名)	b									円					
(控除名)	c									円					
(控除名)	d									円					
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)															円

※令和2年の課税証明書に記載のある、以下の控除の金額をご記入ください。

- ・雑損控除【記載額】
- ・医療費控除課【記載額】
- ・小規模企業共済等掛金控除【記載額】
- ・障害者控除【27万円】
- ・特別障害者控除【40万円】
- ・寡婦控除(児童の母の場合を除く)【27万円】
- ・ひとり親控除(児童の父母の場合を除く)【35万円】
- ・勤労学生控除【27万円】

その他、肉用牛の売却による事業所得がある場合や、純損失の繰越控除などがある場合にもご記入いただけます。
なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記載できません。

G 社会保険料相当額										
										円

H 各控除等の控除後の所得額 A - (B + C + D + E + F + G)										
年間所得額										円

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	_____	円
ii ☆の◎の数×150,000円	_____	円
iii ☆の○の数×100,000円	_____	円
所得基準額 (i + ii + iii)	_____	円
	∨	
年間所得額 (表面のH)	_____	円

i (2) で選択した基準額	_____	円
ii ☆の○の数×60,000円	_____	円
<small>(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)</small>		
所得基準額 (i + ii)	_____	円
	∨	
年間所得額 (表面のH)	_____	円

→【所得要件】Hの年間所得額が所得基準額を下回っていること。

【確認事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

様式第6号の1(第7条関係) **簡易な収入見込額の申立書 (申請者本人用)**
【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。
- 下記の【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
 ※申請者と生計を同じくする扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者または申請者と生計を同じくする以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

- ・ 申請者の配偶者
- ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族または兄弟姉妹

(※)申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。

※上記の申請者と生計を同じくする方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。

②申請者の令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月		円	注意事項
収入内訳	養育費【A】		※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
	給与収入【B】		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【C】		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金相当収入【D】 (a-b)		※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額をご記入ください。
	年金収入【a】		※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
	児童扶養手当相当額【b】		※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
収入合計額【A+B+C+D】		円	※太枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(月額)

申請日時点での児童数	支給額(月額)
児童0人	0円
児童1人	10,160円
児童2人	15,250円
児童3人	18,300円
児童4人	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,050円(月額)を加算してください。

×12

③の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

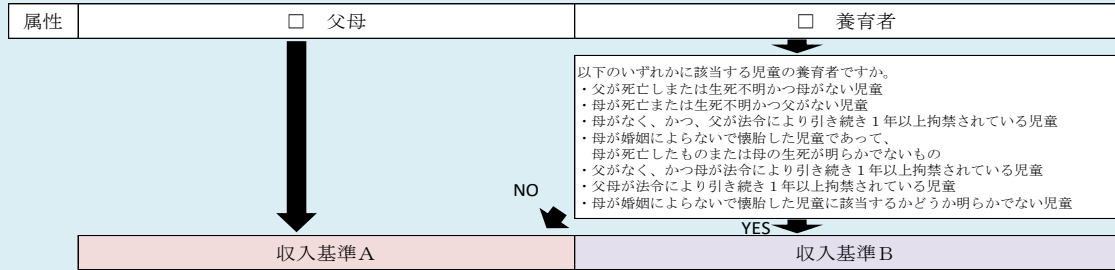
年間収入見込額 円

→扶養家族が1人の場合には、③が365万円未満であれば【要件2】を満たすため、④の記載は不要です。

(次ページに続きます)

④要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族または養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方				収入基準Bの方			
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎または			フリガナ 氏名	該当する場合は○	
		16歳以上23歳 未満の親族 (◎)	70歳以上の 親族、配偶者 (○)			70歳以上(配偶者以外) の親族	
1				1			
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算をおこなってください。

i (3) で選択した基準額	_____円
ii (2) の◎の数×150,000円	_____円
iii (2) の○の数×100,000円	_____円
収入基準額 (i + ii + iii)	_____円
	∨
年間収入見込額 (表面の③)	_____円

i (3) で選択した基準額	_____円
ii (2) の○の数×60,000円	_____円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	_____円
	∨
年間収入見込額 (表面の③)	_____円

→【要件2】③の年間収入見込額が収入基準額を下回っていること。

※【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類 (給与明細書や年金額改定通知書等) を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

様式第6号の2(第7条関係) **簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)**
【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」、
 「簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)」と一緒に提出ください。
 ○下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。
 ※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①申請者と生計を同じくする方の属性にチェック(☑)の上、名前をご記入ください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名

②令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

		令和__年__月					円	注意事項
収入内訳	給与収入 【a】						円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入 【b】						円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入 【c】						円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額 【a + b + c】							円	※太枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

× 1 2

③②の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額

円

④①の方が生計を同じく養っている親族の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族		フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
	1				4
2			5		
3			6		

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算をおこなってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】

i	左側で選択した基準額	円
ii	④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i + ii)		円
		V
年間収入見込額 (③)		円

→【要件】③の年間収入見込額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

(次ページに続きます。)

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】**に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出していません。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)」の【要件2】又は「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック(☑)してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書」または「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」の③欄の金額をご記入ください。										
年間収入見込額										円

控除等



B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額(12か月分)										
養育費を記入した方										円

※養育費の20%の金額をご記入ください。
※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額(12か月分)										
給与収入を記入した方										円

※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。

給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円
--------	--

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額(12か月分)										
事業収入又は不動産収入を記入した方										円

※Aを算出するための任意の1か月の事業又は不動産収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の見込額(12か月分)										
年金収入を記入した方										円

※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。

公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

F その他の控除										
(控除名)	a									円
(控除名)	b									円
(控除名)	c									円
(控除名)	d									円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)										円

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項番または控除名をご記入ください。
※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額										
										円

8 0 0 0 0 ※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。

H 各控除等の控除後の年間所得見込額 A - (B + C + D + E + F + G)										
年間所得見込額										円

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入見込額の申立書」 (申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」 (申請者本人用または扶養義務者等用) 【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」 (申請者本人用または扶養義務者等用) 【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円

∇

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円

(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i + ii) _____ 円

∇

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

→ **【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額を下回っていること。**

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類 (帳簿等) を提出しています。
(前ページのD欄に記入した場合のみ)

今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。

給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

様式第7号 削除（令和3年4月20日付け3板子政第131号区長決定）

年 月 日

板橋区長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 支給決定通知書

上記給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
支 給 金 額	
振 込 予 定 日	
備 考	

年 月 日

板橋区長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分) 不支給決定通知書

上記給付金について、支給しないことと決定したので、通知します。

記

氏 名	
住 所	
備 考	